

## 磯子区地域福祉保健計画推進委員会設置要綱

制定 平成 18 年 6 月 23 日 磯福第 661 号

改正 平成 20 年 5 月 30 日 磯福第 886 号

### (目的)

第 1 条 磯子区地域福祉保健計画（以下「計画」という。）を推進することを目的として、磯子区地域福祉保健計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進及び進行管理に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

### (組織)

第 3 条 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 計画に関係する各分野の関係機関・団体の実務代表者
- (2) 行政職員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、計画の推進に関して知識・経験を有する者

2 推進委員会には必要に応じてアドバイザーを置く。

### (任期)

第 4 条 委員及びアドバイザーの任期は、委嘱された日から原則として 3 年間とする。

### (委員長及び副委員長)

第 5 条 推進委員会には委員長 1 名及び副委員長 2 名以内を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は推進委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 推進委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の選任又は改選後の初めの推進委員会は、区長が招集する。

- 2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### (関係者からの意見聴取)

第 7 条 推進委員会は、必要のあるときに会議の議事に関係ある者の出席を求め、その意見及び説明を受けることができる。

- 2 推進委員会の委員は、必要に応じ、推進委員会以外の場において関係者の意見を聴取する。

(公開)

第8条 推進委員会は原則公開とする。傍聴席を設け、委員長が必要と認めたときは傍聴者の意見を聴取することができるものとする。

(報告等)

第9条 委員長は、計画の推進状況について、地域福祉保健推進会議、その他関連する会議等に報告するとともに、区民に情報提供する。

(庶務)

第10条 推進委員会にかかる庶務は、磯子福祉保健センター福祉保健課及び磯子区社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年6月23日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

## 磯子区地域福祉保健推進活動助成金交付要綱

制定 平成20年4月10日 磯福第87号

### (目的)

第1条 この要綱は、誰もが幸せに暮らせるまちをめざして、各地区で実施する福祉保健活動に対し、助成金を交付するために必要な事項を定める。

2 磯子区地域福祉保健推進活動助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (助成対象となる活動)

第2条 この要綱に定める助成金は、基本分助成金と拡充分助成金から成るものとする。

2 前項に定める基本分助成金の交付対象は、次の各号に掲げる活動とする。

(1) 磯子区地域福祉保健計画に掲げられている「地区別の重点的取り組み」を進める活動

(2) 磯子区地域支えあい事業実施要綱（平成20年4月10日磯福第88号）第3条第1項に規定する活動

(3) その他福祉保健の推進に資する活動

3 第1項に定める拡充分助成金の交付対象は、前項の活動に伴う備品購入費及び施設補修費とする。

4 前二項の規定に関わらず、横浜市及び横浜市の外郭団体から助成を受けている活動は対象としない。

### (助成対象団体)

第3条 この要綱に定める助成金の交付対象団体は、磯子区内の連合町内会単位等ごとに設置する「磯子区地域福祉保健計画地区推進委員会」（以下「申請者」という。）とする。

### (助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、申請者が活動するにあたって直接要する経費とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる経費は対象外とする。

(1) 人件費

(2) 事務所の賃借料、光熱水費等の管理費

(3) その他区長が不相当と認める経費

(助成金額)

第5条 この活動の実施にかかる助成金の額は、次のとおりとする。

(1) 基本分

別表1に定める金額の範囲内とする。

(2) 拡充分

別表2に定める金額の範囲内とする。

(基本分助成金の交付申請)

第6条 申請者は、基本分助成金の交付を受けようとするときは、地域福祉保健推進活動基本分助成金交付申請書(第1-1号様式)に次に掲げる書類を添えて、磯子区長(以下「区長」という。)に提出しなければならない。

(1) 地域福祉保健推進活動基本分計画書(第2-1号様式)

(2) 地域福祉保健推進活動基本分収支予算書(第3-1号様式)

(3) その他区長が必要と認める書類

(拡充分助成金の交付申請)

第6条の2 申請者は、拡充分助成金の交付を受けようとするときは、地域福祉保健推進活動拡充分助成金交付申請書(第1-2号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 地域福祉保健推進活動拡充分計画書(第2-2号様式)

(2) 地域福祉保健推進活動拡充分収支予算書(第3-2号様式)

(3) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 区長は、助成金交付の申請があったときは、速やかに書類及び活動の内容等を審査し、助成金交付の可否の決定をする。

2 区長は、基本分助成金の交付の決定をしたときは、申請者に対し、地域福祉保健推進活動基本分助成金交付決定通知書(第4-1号様式)により、不相当と認めたときは、地域福祉保健推進活動基本分助成金不交付決定通知書(第5-1号様式)により通知する。

3 区長は、拡充分助成金の交付の決定をしたときは、申請者に対し、地域福祉保健推進活動拡充分助成金交付決定通知書(第4-2号様式)により、不相当と認めたときは、地域福祉保健推進活動拡充分助成金不交付決定通知書(第5-2号様式)により通知する。

4 区長は、審査上必要と認めたときは、申請者に対し資料の提出を求めることができる。

(助成金の請求及び交付)

第8条 助成金交付決定通知書を交付された申請者は、基本分助成金交付については、地域福祉保健推進活動基本分助成金交付請求書(第6-1号様式)、拡充分助成金交付については、地域福祉保健推進活動拡充分助成金交付請求書(第6-2号様式)を提出するものとする。

2 区長は、前項の請求に基づき助成金を交付する。なお、補助金規則第17条の規定により、区長は助成活動の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

(実績の報告)

第9条 助成金の交付を受けた申請者は、当該年度の事業終了後20日以内に、活動の実績について、地域福祉保健推進活動実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に報告しなければならない。

(1) 地域福祉保健推進活動実施報告書(第8号様式)

(2) 地域福祉保健推進活動基本分収支決算書(第9-1号様式)

(3) 地域福祉保健推進活動拡充分収支決算書(第9-2号様式)

2 区長は、申請者に対して助成金の使途を明らかにするため、前項で定める書類の他に必要な書類の提出を求めることができる。

(助成金交付の決定の取消し等)

第10条 補助金規則第10条第2項の規定により区長が定める助成金交付の決定を取り消す必要がある場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) この要綱又は助成金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したとき

(2) 事業の実施を中止したとき

(3) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって助成金の交付を受けたとき

(4) その他区長が必要と認めたとき

(助成金額の確定通知)

第11条 補助金規則第15条の規定による助成金額確定の通知は、地域福祉保健推進活動助成金額確定通知書(第10号様式)により行うものとする。

(書類の閲覧)

第12条 助成金の交付を受けた団体及び区長は、横浜市市民活動推進条例（平成12年3月横浜市条例第26号）第12条第4項の規定に基づき、次の各号に定める書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 第6条に規定する書類
- (2) 第7条に規定する助成金交付決定通知書
- (3) 第9条に規定する書類

2 閲覧の方法については、横浜市市民活動推進条例施行規則の規定に基づき、次の表のとおりに行うものとする。

	助成金交付団体	区 長
閲覧場所	助成金交付団体が指定する場所	磯子区福祉保健課
閲覧時間	助成金交付団体が指定する時間	月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、横浜市の休日定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）で規定する休日を除く。
閲覧期間	第6条に規定する書類及び第7条に規定する交付決定通知書にあっては助成金の交付を受けた日から、第9条に規定する書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ2年間とする。	

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

(廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 磯子区地域福祉保健計画地区別重点的取り組み事業助成金交付要綱（平成19年5月18日磯福第629号）
- (2) 磯子区地域支えあい事業助成金交付要綱（平成19年5月18日磯福第625号）

## 基本分助成金の上限額

地区名	地区別重点的取り組み・福祉保健の推進に資する活動分			地域支えあい事業分			地区別上限額合計
	世帯数	均等割	上限額	三団体 構成員数	均等割	上限額	
世帯数按分額		構成員数按分額					
根岸	3,978	20,000	148,000	47	20,000	80,000	228,000
		128,000			60,000		
滝頭	6,702	20,000	236,000	79	20,000	122,000	358,000
		216,000			102,000		
岡村	3,268	20,000	125,000	37	20,000	67,000	192,000
		105,000			47,000		
磯子	6,291	20,000	223,000	64	20,000	102,000	325,000
		203,000			82,000		
汐見台	2,500	20,000	100,000	31	20,000	60,000	160,000
		80,000			40,000		
屏風ヶ浦	10,034	20,000	344,000	106	20,000	157,000	501,000
		324,000			137,000		
杉田	8,444	20,000	292,000	95	20,000	143,000	435,000
		272,000			123,000		
上笹下連合	5,084	20,000	184,000	55	20,000	91,000	275,000
		164,000			71,000		
洋光台	8,740	20,000	302,000	95	20,000	143,000	445,000
		282,000			123,000		
上笹下	683	20,000	42,000	8	20,000	30,000	72,000
		22,000			10,000		
合計	55,724	200,000	1,996,000	617	200,000	995,000	2,991,000
		1,796,000			795,000		

<地区別重点的取り組み・福祉保健の推進に資する活動分>

世帯数:自治会町内会加入世帯数(平成19年4月1日現在)

世帯数按分額=[(予算総額-均等割合計額)/全世帯数]×各地区世帯数(1,000円未満は切り捨て)

<地域支えあい事業分>

三団体構成員数:民生委員・保健活動推進員・友愛活動推進員の実人数合計(平成20年4月1日現在)

構成員数按分額=[(予算総額-均等割合計額)/全三団体構成員数]×各地区三団体構成員数

(1,000円未満は切り捨て)

拡充分助成金の上限額

各地区共通	・ 備品の購入にかかる経費 ・ 施設の補修にかかる経費	50,000
-------	--------------------------------	--------

(第1-1号様式)

## 地域福祉保健推進活動基本分助成金交付申請書

平成 年 月 日

磯子区長

団体名

代表者住所

代表者氏名

印

磯子区地域福祉保健推進活動助成金交付要綱の規定に基づき助成金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請金額 \_\_\_\_\_ 円

### <添付書類>

- 1 地域福祉保健推進活動基本分計画書 (第2-1号様式)
- 2 地域福祉保健推進活動基本分収支予算書 (第3-1号様式)

# 地域福祉保健推進活動拡充分助成金交付申請書

平成 年 月 日

磯子区長

団体名

代表者住所

代表者氏名

印

磯子区地域福祉保健推進活動助成金交付要綱の規定に基づき助成金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請金額 \_\_\_\_\_ 円

## <添付書類>

- 1 地域福祉保健推進活動拡充分計画書 (第2 - 2号様式)
- 2 地域福祉保健推進活動拡充分収支予算書 (第3 - 2号様式)

# 地域福祉保健推進活動基本分計画書

\_\_\_\_\_地区

## 1 地域の課題・目標

--

## 2 取り組みの内容

取り組み名：

<実施の目的>

<実施者・団体>

<対象者>

<内容及びスケジュール>

# 地域福祉保健推進活動拡充分計画書

\_\_\_\_\_地区

## 1 活動を拡充する目的

--

## 2 取り組みの内容

取り組み名：

<実施の目的>

<実施者・団体>

<対象者>

<内容及びスケジュール>

取り組み名：

<実施の目的>

<実施者・団体>

<対象者>

<内容及びスケジュール>





団体名

代表者名 様

磯子区長 印

## 地域福祉保健推進活動基本分助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のありました地域福祉保健推進活動基本分助成金については、次のとおり交付することと決定しましたので、通知します。

### 1 交付金額

\_\_\_\_\_ 円

<内訳>

「地区別重点的取り組み・福祉保健の推進に資する活動」分 円

「地域支えあい事業」分 円

### 2 交付条件

- (1) 助成金は、磯子区地域福祉保健推進活動助成金交付要綱に基づく活動の経費に充て、他の経費に流用しないでください。
- (2) 活動の終了後は、速やかに実績報告書を提出してください。
- (3) 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) 虚偽その他の不正な手続で助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (5) この助成金の用途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

団体名

代表者名 様

磯子区長 印

## 地域福祉保健推進活動拡充分助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のありました地域福祉保健推進活動拡充分助成金については、次のとおり交付することと決定しましたので、通知します。

### 1 交付金額

\_\_\_\_\_ 円

### 2 交付条件

- (1) 助成金は、磯子区地域福祉保健推進活動助成金交付要綱に基づく活動の経費に充て、他の経費に流用しないでください。
- (2) 活動の終了後は、速やかに実績報告書を提出してください。
- (3) 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) 虚偽その他の不正な手続で助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (5) この助成金の用途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

(第5-1号様式)

磯福第 号

平成 年 月 日

団体名

代表者名 様

磯子区長 印

## 地域福祉保健推進活動基本分助成金不交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のありました地域福祉保健推進活動基本分助成金については、不交付と決定しましたので通知します。

<不交付理由>

(第5-2号様式)

磯福第 号

平成 年 月 日

団体名

代表者名 様

磯子区長 印

## 地域福祉保健推進活動拡充分助成金不交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のありました地域福祉保健推進活動拡充分助成金については、不交付と決定しましたので通知します。

<不交付理由>

# 地域福祉保健推進活動基本分助成金交付請求書

平成 年 月 日

磯子区長

団体名

代表者住所

代表者氏名

印

地域福祉保健推進活動基本分助成金について、次の金額を請求します。

## 1 請求金額

¥ \_\_\_\_\_

## 2 振込先

		銀行	支店
種目	普通・当座	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

(口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。)

上記口座に助成金を振り込んでください。

代表者氏名 印

# 地域福祉保健推進活動拡充分助成金交付請求書

平成 年 月 日

磯子区長

団体名

代表者住所

代表者氏名

印

地域福祉保健推進活動拡充分助成金について、次の金額を請求します。

## 1 請求金額

¥ \_\_\_\_\_

## 2 振込先

		銀行	支店
種目	普通・当座	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

(口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。)

上記口座に助成金を振り込んでください。

代表者氏名

印

(第7号様式)

## 地域福祉保健推進活動実績報告書

平成 年 月 日

磯子区長

団体名

代表者住所

代表者氏名

地域福祉保健推進活動について、助成金を受け実施しましたので、関係書類を添えて報告します。

### <添付書類>

- 1 地域福祉保健推進活動実施報告書 (第8号様式)
- 2 地域福祉保健推進活動基本分収支決算書 (第9-1号様式)
- 3 地域福祉保健推進活動拡充分収支決算書 (第9-2号様式)

## 地域福祉保健推進活動実施報告書

取り組み名	
実施者・団体	

実施日	実施場所	参加者	内 容
<p>&lt;取り組みを実施したことによる効果&gt;</p>			
<p>&lt;今後の課題・考えられる解決方法&gt;</p>			

※取り組みごとに1枚ずつ記入してください。





(第10号様式)

磯福第 号

平成 年 月 日

団体名

代表者名 様

磯子区長 印

## 地域福祉保健推進活動助成金額確定通知書

平成 年 月 日付及び平成 年 月 日付で交付決定した地域福祉保健推進活動助成金は、平成 年 月 日付の実績報告に基づき、助成金額を次のとおり確定しましたので通知します。

助成金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

<内訳>

基本分 円

拡充分 円

## 磯子区地域支えあい事業実施要綱

制 定 平成8年9月1日

最近改正 平成20年4月10日 磯福第88号

### (目的)

第1条 この要綱は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」に基づき、地域に暮らす誰もが安心して生活できるようにするため、ひとり暮らし高齢者をはじめ、援護を要する区民への見守り、定期的な訪問活動その他の活動を推進し、支えあいのまちづくりを進めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、ねたきり高齢者及びその他援護を要する区民とする。

### (事業内容)

第3条 地域支えあい事業として、次の各号の事業を行う。

(1) 対象者が安心して生活できるよう、見守り・訪問活動等を行う。

(2) 支えあいのまちづくりに必要な福祉保健推進活動を行う。

2 訪問活動等を通じて得た情報で「新規」「廃止」「状態の変化」があった場合には高齢者等連絡票で区福祉保健センターに連絡する。また、必要性があれば、地域包括支援センター等の専門機関につなげる。

### (各地区地域ケア連絡会)

第4条 事業の推進・調整を図るため、区内各地区（原則として連合町内会単位）に「地区地域ケア連絡会」を設置する。

### (事業の実施者)

第5条 この事業は、民生委員、保健活動推進員、友愛活動推進員、ボランティア等が連携して実施する。

### (資金助成)

第6条 この事業に必要な活動資金について、磯子区地域福祉保健推進活動助成金交付要綱（平成20年4月10日磯福第87号）に基づき、区が助成金を交付することができる。

### (実施報告)

第7条 各地区地域ケア連絡会は、活動状況をまとめ、地域支えあい事業実施報告書（様式1）により定期的に事務局へ報告する。

### (守秘義務等)

第8条 事業実施にあたっては、本人や家族の意向を尊重するとともに、人権に配慮し、個人情報の取り扱いについては充分留意して行う。

2 訪問活動を行う場合は、訪問員であることを明示した証を携行するとともに、訪問の目的等を伝えるよう配慮するものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、磯子区福祉保健課事業企画係に置き、サービス課との連携・協力により円滑な事業の推進を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成8年9月1日から施行する。

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

## 磯子区あなたの提案実現事業助成金交付要綱

制定 平成 19 年 5 月 24 日 磯福第 585 号 (区長決裁)  
最近改定 平成 20 年 5 月 19 日 磯福第 417 号 (区長決裁)

### (目的)

- 第 1 条 この要綱は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチ ON 磯子」に基づく「あなたの提案実現事業」を推進することにより、区民が健康で安心して暮らしていくことにつながる取り組みを実施するための助成金を交付する場合の必要事項を定めることを目的とする。
- 2 助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

### (助成対象団体)

第 3 条 助成対象団体は、次の要件を全て満たす団体とする。

- (1) おもに磯子区内で活動すること
- (2) 5 人以上の会員で組織していること
- (3) 組織の運営に関する規則等があること

### (助成金の対象となる事業)

第 4 条 助成金の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 磯子区地域福祉保健計画の推進に寄与する事業であること
  - (2) 地域の福祉保健の課題を解決する公益的な事業であること
  - (3) 実現の可能性が高く、具体的な効果や成果が期待できる事業であること
  - (4) 将来に向けて継続性が認められる事業であること
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる事業は、対象外とする。
- (1) 営利を目的とした事業
  - (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
  - (3) 政治、宗教、選挙活動に関する事業
  - (4) 公序良俗に反する事業
  - (5) 横浜市及び横浜市の外郭団体から当該事業に助成を受けている事業
  - (6) その他区長が適当でないと認める事業

### (対象経費)

第 5 条 この要綱において、助成の対象となる経費は、助成団体が助成事業を実施するにあたって、別に定める期間内に直接要する経費とする。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる経費は、助成の対象外とする。
- (1) 人件費
  - (2) 事務所の賃借料、光熱水費等の管理費
  - (3) その他区長が不相当と認める経費

### (助成金の交付金額)

第 6 条 助成金の交付金額は、200,000 円以内とする。ただし、継続事業については 100,000 円以内とする。また、継続は原則として 1 年までとする。

### (交付申請)

第 7 条 事業を実施しようとする団体は、別に定める期間内に、あなたの提案実現事業助成金交付

申請書（第1号様式）及び役員・会員名簿（第2号様式）を、区長に提出しなければならない。

2 補助金規則第5条第2項及び第3項の規定により前項の助成金交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（第3号様式1又は2）
- (2) 事業予算書（第4号様式）
- (3) 当該年度の団体の事業計画書及び団体の事業予算書
- (4) 前年度の団体の事業計画書及び団体の事業決算書
- (5) 団体の定款、規約、会則等
- (6) その他の区長が必要と認めるもの

（交付の審査）

第8条 補助金規則第6条第1項の規定による申請に係る書類等の審査は、別に定めるあなたの提案実現事業選定委員会で行うものとする。

（不交付決定通知）

第9条 補助金規則第6条第3項に規定する助成金を交付しないことを決定した旨の通知は、あなたの提案実現事業助成金不交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（交付決定通知）

第10条 補助金規則第8条に規定する決定通知書は、あなたの提案実現事業助成金交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

2 決定通知書には、補助金規則第8条各号に掲げる事項のほか、助成金交付予定額を記載するものとする。

（申請の取下げの期日）

第11条 補助金規則第9条第1項に規定する市長が定める期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから14日後の日とする。

（助成金交付の決定の取消し等）

第12条 補助金規則第10条第2項に規定するその他区長が定める特に必要な場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) この要綱又は助成金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反した場合
- (2) 助成事業の実施を中止した場合
- (3) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって助成金の交付を受けた場合
- (4) その他区長が必要と認めた場合

（事業実施状況の聴取及び調査）

第13条 区長は、必要に応じて、当該事業の実施状況の聴取及び調査を行うことができる。

（事業報告）

第14条 実施団体は、横浜市の会計年度終了の日から20日以内に、当該事業の実施結果及び補助金の執行について、事業報告書（第7号様式）及び事業決算書（第8号様式）により報告しなければならない。

2 補助金規則第14条第1項第4号に規定するその他区長が必要と認める書類は、領収書等経費の支出を証する書類又はその写しとし、事業決算書関係書類（第9号様式）に添付することにより提出する。

3 補助金規則第14条第4項に規定する区長が添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第3号に規定する書類とする。

(助成金額の確定通知)

第 15 条 補助金規則第 15 条の規定による助成金額が確定した旨の通知は、あなたの提案実現事業助成金額確定通知書（第 10 号様式）により行うものとする。

(助成金交付の時期の例外)

第 16 条 区長は、補助金規則第 17 条第 1 項ただし書きの規定により、助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

(助成金交付の請求)

第 17 条 補助金規則第 18 条第 1 項に規定する交付請求書は、あなたの提案実現事業助成金交付請求書（第 11 号様式）により行わなければならない。

(財産の処分の制限)

第 18 条 補助金規則第 24 条に規定する区長が定める期間は、備品等については減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間（ただし、10 年を超える場合は 10 年）とする。

(関係書類の保存期間)

第 19 条 補助金規則第 25 条に規定する区長が定める期間は、助成事業の完了する日の属する横浜市の会計年度の翌年度から 5 年間とする。

(書類の閲覧)

第 20 条 助成団体及び区長は、横浜市市民活動推進条例（平成 12 年 3 月横浜市条例第 26 号。以下「市民活動推進条例」という。）第 12 条第 4 項及び横浜市市民活動推進条例施行規則（平成 12 年 6 月横浜市規則第 119 号。以下「市民活動推進条例施行規則」という。）第 3 条の規定に基づき、次の各号に掲げる書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 第 7 条第 1 項に規定する助成金交付申請書
- (2) 第 7 条第 2 項第 1 号に規定する事業計画書
- (3) 第 7 条第 2 項第 2 号に規定する事業予算書
- (4) 第 7 条第 2 項第 3 号に規定する当該年度の団体の事業計画書及び団体の事業予算書
- (5) 第 7 条第 2 項第 4 号に規定する前年度の団体の事業計画書及び団体の事業決算書
- (6) 第 7 条第 2 項第 5 号に規定する団体の定款、規約、会則等
- (7) 第 10 条第 1 項に規定する助成金交付決定通知書
- (8) 第 14 条第 1 項に規定する事業報告書及び事業決算書

2 閲覧の方法については、横浜市市民活動推進条例施行規則第 4 条の規定に基づき、次の表のとおりを行うものとする

	助成団体	区 長
閲覧場所	助成団体が指定する場所	磯子区福祉保健課
閲覧時間	助成団体が指定する時間	月曜日から金曜日までの午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、横浜市の休日を定める条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 54 号）で規定する休日を除く。
閲覧期間	横浜市市民活動推進条例施行規則第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類にあっては助成金の交付を受け、又は施設を優先的に使用する日から、同条第 2 項に掲げる書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ 2 年間とする。	

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 5 月 24 日から施行する。
- 2 「あなたの提案実現事業実施要綱（平成 18 年 8 月 17 日磯福第 1310 号）」及び「あなたの提案実現事業助成金交付要綱（平成 18 年 8 月 17 日磯福第 1311 号）」は、廃止する。

附 則

- 1 平成 20 年 5 月 19 日から施行する。

(第1号様式)

## あなたの提案実現事業助成金交付申請書

平成 年 月 日

磯子区長

団体名

所在地 〒

代表者氏名

平成 年度あなたの提案実現事業について、申請します。

事業名

---

助成金交付申請金額

\_\_\_\_\_ 円

### 【添付書類】

- (1) 事業計画書（第3号様式1又は2）
- (2) 事業予算書（第4号様式）
- (3) 当該年度の団体の事業計画書及び団体の事業予算書
- (4) 前年度の団体の事業計画書及び団体の事業決算書
- (5) 団体の定款、規約、会則等

※この書類は、横浜市市民活動推進条例第12条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供し  
なければなりません。

※書類の作成について、御不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



# 事業計画書

団体名 \_\_\_\_\_

事業名	
<p>昨年度の事業に対する評価と課題</p>	
<p>実施の目的と具体的な実施内容</p> <p>※いつ、どこで、何を、どのように実施するか、具体的に記入してください。</p>	

(裏面へ続く)

事業名		
実施スケジュール	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
実施場所		
役割分担	団体の 役割	
	磯子区の 役割	
次年度以降の 事業展望		
団体 PR 等		

※この書類は、横浜市市民活動推進条例12条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しな  
ければなりません。

※書類の作成について、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

# 事業計画書

団体名 \_\_\_\_\_

事業名	
-----	--

<p>事業の目的と 具体的な実施内容</p> <p>※いつ、どこで、何を、どのように実施するか、具体的に記入してください。</p>	
---	--

(裏面へ続く)

事業名	
-----	--

実施スケジュール	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
実施場所			
役割分担	団体の 役割		
	磯子区の 役割		
次年度以降の 事業展望			
団体PR等			

※この書類は、横浜市市民活動推進条例第12条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しな  
ければなりません。

※書類の作成について、御不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



(第5号様式)

磯 福 第 号

平成 年 月 日

団体名

代表者名 様

磯子区長



## あなたの提案実現事業助成金不交付決定通知書

平成 年 月 日に申請のありました「 事業」に係る助成金については、  
交付しないことと決定しましたので、通知します。

不交付決定理由

1 ため

(第6号様式)

磯 福 第 号

平成 年 月 日

団体名

代表者名 様

磯子区長



## あなたの提案実現事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日に申請がありました「 事業」に係る助成金については、  
次のとおり交付することと決定しましたので、通知します。

### 1 助成金交付予定額

金 \_\_\_\_\_ 円

### 2 交付条件

磯子区あなたの提案実現事業助成金交付要綱（平成 年 月 日磯福第 号）及び横  
浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日規則第 139 号）に基づき事業を  
行うこと

※この書類は、横浜市市民活動推進条例第 12 条第 4 項に基づき、一般の閲覧に供しなけれ  
ばなりません。

(第7号様式)

## 事業報告書

平成 年 月 日

磯子区長

団体名  
所在地 〒  
代表者氏名

平成 年 月 日磯福第 号で助成金交付の決定を受けました  
「 \_\_\_\_\_ 事業」について、事業を終了しましたので、報告し  
ます。

事業名	
-----	--

事業内容  ※いつ、どこで、何を、どのように実施したか、具体的に記入してください。	
---	--

(裏面へ続く)

事業名	
-----	--

(表面の続き)	
事業を実施した効果	
今後の課題	

※この書類は、横浜市市民活動推進条例第12条第4項に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

※書類の作成について、御不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

(第8号様式)

## 事業決算書

団体名 \_\_\_\_\_

事業名	
-----	--

### 1 収入

項目(科目)	金額	説明
平成 年度あなたの提案実現事業助成金		磯子区役所から
収入合計		

### 2 支出

項目(科目)	単価	数量	計 (円)	うち「平成 年度 あなたの提案実現事業 助成金」からの支出分 (円)
支出合計				

当期収支差額		
--------	--	--

※この書類は、横浜市市民活動推進条例第12条第4項に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

※書類の作成について、御不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

(第9号様式)

## 事業決算書関係書類

団体名

事業名	
-----	--

平成 年度あなたの提案実現事業の事業決算書関係書類として、経費の支出を証する書類又はその写しを提出します。

(領収書等添付欄)

(本紙で添付しきれない書類については、任意の様式に添付してもかまいません。)

※書類の作成について、御不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

(第10号様式)

磯 福 第 号  
平成 年 月 日

団体名

代表者名 様

磯子区長



あなたの提案実現事業 助成金額確定通知書

平成 年 月 日に事業報告がありました「 事業」について、  
助成金額を確定しましたので通知します。

助成金交付確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

(第11号様式)

## あなたの提案実現事業 助成金交付請求書

平成\_\_年\_\_月\_\_日

磯子区長

団体名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

平成\_\_年\_\_月\_\_日\_\_第\_\_号により交付決定の旨通知されました「平成\_\_年度あなたの提案実現事業」として実施する「\_\_\_\_\_事業」に係る助成金について、次の金額を請求します。

請求金額

¥ \_\_\_\_\_

【振込先】

		銀行 信用金庫 信用組合 ( )	支店
種目	普通・当座	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		
	氏名		
	(フリガナ)		
	住所		

※郵便局は振込先として指定できませんので御注意ください。

(口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。)

上記口座に助成金を振り込んでください。

代表者氏名

印

※書類の作成について、御不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。